

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）（三件）

○道路の区域変更（六件）

○道路の供用開始（二件）

○市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可

選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の公表

○衆議院比例代表選出議員選挙における開票区の設定

○衆議院議員総選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日等

○衆議院小選挙区選出議員選挙に係る在外選挙人名簿の縦覧日

○衆議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の名簿届出政党等名称等掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時

監査委員

○定期監査結果に対する措置の公表（二件）

公安委員会

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城海区漁業調整委員会

○仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する制限

○宮城県告示第九百五十二号

告 示

ページ

一 二 四 四 四 五 五 一四

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第一加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の唐桑支所の地区	平成二十六年十一月十八日	気仙沼市唐桑町高石浜 三百四十六 小浜 康弘 気仙沼市唐桑町堂角十 九 吉田 真一	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十九号）第九十八条の四に規定するわかめ養殖業	三十七人

○宮城県告示第九百五十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第九十四加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の塩釜支所の地区	平成二十六年十一月十七日	塩釜市牛生町十七ー四 水間 正夫 塩釜市牛生町十四ー二 水間 元男	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十九号）第九十八条の四に規定するわかめ養殖業	十八人

○宮城県告示第九百五十四号
 漁業災害補償法（昭和三十一年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 名称	区域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県 八十四 加入区	平成十九年 宮城告示第 三十八号（漁 業災害補償 法に基づく漁 業に係る加 入区の設定 で告示され た宮城県漁 業協同組合 の塩釜支所 地区	平成二十六年 十一月十七日	塩釜市牛生町十七 四 水間 正夫 塩釜市牛生町十四 二 赤間 元男	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 するこんぶ養 殖業	七人

○宮城県告示第九百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 古川松山線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
大崎市古川下中目字経檀一八七番一 地 先から 同市松山下伊場野字志田橋無番地先ま		前A A	六・五 三三・四	一、一〇〇・七 一、一〇〇・七	上記A及び Bは、関係図 面に表示する

で
後
B
一三・三
三二・五
九四六・三
敷地の区分を
いう。

○宮城県告示第九百五十六号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小牛田松島線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
大崎市古川下中目字新小路浦六番地先 から 同市松山下伊場野字薬師三七九番二地 先まで		前A A 後B	六・五 三〇・五 六・五 三〇・五	一、五〇五・三 一、五〇五・三 一、八三八・五	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。

○宮城県告示第九百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 涌谷三本木線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
大崎市古川下中目字新小路浦三二番四地先から 同市松山下伊場野字松木二六番三二地先まで		前A	後A	六・五 三〇・五	六・五 三〇・五	一、三二〇・四	一、三二〇・四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後B	前A	一〇・一 三七二・六	後B	一、六四一・五				

○宮城県告示第九百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 利府松山線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
大崎市松山下伊場野字松木三四四番地先から 同市松山下伊場野字中谷地一八番一地先まで		前A	後A	六・五 二五・〇	六・五 二五・〇	五三三・三	五三三・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後B	前A	一五・八 五六・五	後B	八八一・六				

○宮城県告示第九百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
本吉郡南三陸町戸倉字坂本九一番一地先から 同郡同町戸倉字向山九四番七地先まで		前A	後A	九・五 三〇・六	九・五 三〇・六	一、七二五・二	一、七二五・二	
後F	後E	三・五 三八・八	後D	一、六六〇・〇				
後C	後B	一一・九 七九・五	後A	一、六五・八				
後D	後C	六・四 一二・七	後B	二五・五				
後E	後D	五・七 九・九	後C	六〇・〇				
後F	後E	一六九・六	後D					

○宮城県告示第九百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
本吉郡南三陸町戸倉字向山一五四番地		前A	後A	一一・六 三八・三	一一・六 三八・三	五八〇・〇	五八〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する
後B	前A	八・〇 一六・六	後B	一三四・八				

先から 同郡同町戸倉字水戸辺一〇〇番一地先 まで		
後B	A	
八・〇 一六・六	八・四 二九・八	二二・六 四九・三
一三四・八	五八〇・〇	敷地の区分を いう。
五四八・六		

○宮城県告示第九百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	本吉郡南三陸町戸倉字坂本一一九番四地先から 同郡同町戸倉字坂本一二番一地先まで 本吉郡南三陸町戸倉字坂本一二番一地先から 同郡同町戸倉字波伝谷一九二番一地先まで 本吉郡南三陸町戸倉字波伝谷七三番一地先から 同郡同町戸倉字波伝谷二三一番地先まで 本吉郡南三陸町戸倉字戸倉六〇番一〇地先から 同郡同町戸倉字波伝谷七四番三地先まで	平成二十六年 十一月二十八日

○宮城県告示第九百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

一般国道	三九八号	本吉郡南三陸町戸倉字向山一五四番地先から 同郡同町戸倉字水戸辺一〇〇番一地先まで	平成二十六年 十一月二十八日
------	------	---	-------------------

○宮城県告示第九百六十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更について認可した。

平成二十六年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

立町二丁目五番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年三月二十八日から平成二十八年六月三十日まで

三 施行地区

石巻市立町二丁目十二番一、十三番三、十四番三、十五番十一、二十五番一、二十五番三、二十六番一、二十六番二、二十七番一、二十七番二、二十七番三、二十八番二、二十八番三、二十九番二、三十番二、三十番三、三十一番二の一部及び三十一番三

四 事務所の所在地

石巻市立町二丁目五番四号

五 設立認可の年月日

平成二十六年三月二十四日

六 変更認可の年月日

平成二十六年十一月十九日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出があった平成二十五年分及び平成二十四年分収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

平成二十六年十一月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

○宮選管告示第百二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定により、平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、次のとおり数開票区を設置したので、同項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

開票区名	開票所にあてようとする場所			有権者数	所属投票区
	建物の名称	所在地	面積		
大崎市第一開票区	大崎市古川総合体育館	大崎市古川旭四丁目五番二号	一、八三七㎡	三三、三九八人	松山第一投票区から山第六投票区まで、三本木第一投票区から鹿島台第一投票区まで、鹿島台第一投票区から田尻第一投票区まで
大崎市第二開票区	大崎市古川総合体育館	大崎市古川旭四丁目五番二号	一、八三七㎡	七八、三〇八人	古川第一投票区から川第三八投票区まで、岩出山第一投票区から鳴子第一投票区まで

○宮選管告示第百二十六号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日等をおおり定める。

平成二十六年十一月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

- 一 被登録資格決定の基準となる日
平成二十六年十二月一日（ただし、年齢については平成二十六年十二月十四日とする。）
- 二 登録を行う日
平成二十六年十二月一日
- 三 縦覧に供する日
平成二十六年十二月一日

○宮選管告示第百二十七号
平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十條の七第一項の規定による在外選挙人名簿の縦覧に供する日を次のとおり定める。

平成二十六年十一月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

縦覧に供する日 平成二十六年十二月二日

○宮選管告示第百二十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五條の規定による平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内名簿届出政党等名称等掲示の順序を定めるくじは次のとおりこれを行う。

平成二十六年十一月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

- 一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁
- 二 日時 平成二十六年十二月二日 午後五時

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199條第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成26年11月28日

宮城県監査委員	安	部	孝
宮城県監査委員	ゆ	さ	みゆき
宮城県監査委員	遊	佐	勘左衛門
宮城県監査委員	工	藤	鏡子

- 1 監査委員の報告日
平成26年9月4日
- 2 通知のあった日

平成26年11月5日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 税務課・地方税徴収対策室

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があつたので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・H25年度収入未済額

現年度分 1,778,539,538円

過年度分 4,575,909,438円

合 計 6,354,448,976円

・H24年度収入未済額

現年度分 1,985,447,672円

過年度分 5,040,408,921円

合 計 7,025,856,593円

ロ 措置の内容

平成25年3月策定の「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、引き続き収入未済額の縮減を図っていく。

この計画に基づき、各県税事務所で縮減対策目標と事業計画を定めるところであり、その進捗状況を税務課へ定期的に報告させることにより、適切な債権管理に向けた指導・助言を行っていく。

3か年計画の重点税目である個人県民税は着実に縮減が進んでいるが、更なる縮減を図るため、各県税事務所に設置した市町村滞納整理業務改善支援チームを中心に市町村の収入率向上、収入未済額の縮減が図られるよう積極的に支援していく。

さらに、市町村との共同催告、県による直接徴収及び地方税徴収対策室による滞納整理を強化するほか、宮城一斉滞納整理強化月間の新たな取組として県市町村合同公売会を開催する。また、個人県民税の特別徴収義務者一斉指定については、平成26年度から全市町村で開始している。

個人県民税以外の収入未済額は着実に縮減が図られており、引き続き差押中心の滞納整理を徹底していく。

(2) 循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済があつたので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・H25年度収入未済額

現年度分 23,411,985円

過年度分 490,941,011円

合 計 514,352,996円

・H24年度収入未済額

現年度分 24,434,328円

過年度分 467,158,047円

合 計 491,592,375円

ロ 措置の内容

(イ) 債務者（不真正連帯債務者8者）のうち県内在住者については、定期的に自宅等を訪問して納付折衝を行い、自主的納付を促しており、今年度は4月から9月までに、一部納付金として350,000円を回収した。

県外在住者については、年度内に金融機関に対し財産調査を実施することとしており、新たな預金等が発見された場合は、差押えを行う。

(ロ) 今後も、引き続き、粘り強く債務者に納付を促す交渉を行っていくほか、定期的に財産調査を実施して財産の発見に努め、必要に応じて差押えを行うなど、収入未済の縮減を図っていく。

(3) 長寿社会政策課

イ 監査委員の報告の内容

返還金（平成23・24年度介護分野緊急雇用創出事業運営業務委託契約解除に係る返還金）において、収入未済があつたので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・H25年度収入未済額

現年度分 9,246,000円

過年度分 0円

合 計 9,246,000円

ロ 措置の内容

不正な手段による委託契約が発生しないよう、事業計画確認や検査などを一層強化し、制度

周知と適切な債権債務の管理に努めていく。

(4) 子育て支援課

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金、同違約金、児童保護費及び児童扶養手当給付費返還金において、収入未済があつたので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H25年度収入未済額

現年度分 15,849,127円

過年度分 82,063,828円

合 計 97,912,955円

・ H24年度収入未済額

現年度分 16,124,902円

過年度分 79,266,543円

合 計 95,391,445円

○母子寡婦福祉資金違約金

・ H25年度収入未済額

現年度分 104,780円

過年度分 4,420,250円

合 計 4,525,030円

・ H24年度収入未済額

現年度分 464,800円

過年度分 4,397,800円

合 計 4,862,600円

○児童保護費

・ H25年度収入未済額

現年度分 2,781,780円

過年度分 13,477,154円

合 計 16,258,934円

・ H24年度収入未済額

現年度分 2,848,640円

過年度分 14,789,144円

合 計 17,637,784円

○児童扶養手当給付費返還金

・ H25年度収入未済額

現年度分 880,160円

過年度分 21,142,380円

合 計 22,022,540円

・ H24年度収入未済額

現年度分 1,710,490円

過年度分 21,241,680円

合 計 22,952,170円

ロ 措置の内容

○母子寡婦福祉資金貸付金

平成25年度収入未済額のうち、平成26年度に約668万円納入され、平成26年9月末の収入未済額（過年度分）は91,228,284円となっている。

○母子寡婦福祉資金違約金

平成25年度収入未済額のうち、平成26年度に約21万円納入され、平成26年9月末の収入未済額（過年度分）は4,307,280円となっている。

[対応策]

確実な償還につなげるため、貸付申請時に、償還の必要のある「貸付金」であることを意識付けるとともに、借受人、連帯借受人及び連帯保証人の償還能力の確認を十分に行う。また、滞納が発生した場合には、速やかに督促を行い、借受人の状況に応じて償還計画を変更するなど柔軟に対応し、計画的な納入を促進する。

今後、更なる収入未済額全体の縮減を図るため、債権回収の方法等について、保健福祉事務所と情報共有を図りながら、統一した基準を設定することを検討するとともに、口座振替の導入や回収困難な債権の処理方法についての検討を進める。また、本年11月より本課家庭生活支援班に担当職員を1名増加し体制の強化を図るとともに、収入未済額の納入促進に努めることとしている。

○児童保護費

平成25年度収入未済額のうち、平成26年度に約18万円納入され、平成26年9月末の収入未済額（過年度分）は16,072,844円となっている。

堺 城 公 報

〔対応策〕

新規に児童を措置するに当たり、保護者に負担金納入について十分な説明を行い理解を得るように努める。また、滞納が発生した場合には、迅速に納付交渉を行い、滞納者から納付できない理由を確認するとともに、必要な場合には分割納入、又は徴収の猶予を検討する。滞納者の子である児童の保護に支障がないことが確認できる等の場合においては、滞納処分も視野に入れ、財産調査を実施するとともに、時効が成立した債権については、不納欠損処理する。

○児童扶養手当給付費返還金

平成25年度収入未済額のうち、平成26年度に約95万円納入され、平成26年9月末の収入未済額（過年度分）は21,072,520円となっている。

〔対応策〕

返還金現年度分について、納付忘れによる滞納を早期に解消するため、納期限後、督促状発布前に電話での納付呼びかけ案内を実施することとし、過年度分については、平成26年度から民間企業のポーナス期に合わせて、新たに特別滞納整理期間（毎年7月及び12月）を設け、集中的に督促を行った結果、3件262,680円が完納となった。

(5) 障害福祉課

イ 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金、返還金、負担金（扶養保険費）及び使用料（第二啓佑学園、啓佑学園）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○補助金等精算返還金（平成22・23年度障害者自立支援基盤整備事業補助金及び福祉・介護人材処遇改善事業助成金に係る返還金）

・H25年度収入未済額

現年度分	19,964,338円
過年度分	0円
合 計	19,964,338円

○返還金（平成23年度障害福祉関係施設緊急雇用創出事業等に係る返還金）

・H25年度収入未済額

現年度分	16,998,576円
過年度分	0円
合 計	16,998,576円

○負担金（扶養保険費）

・H25年度収入未済額

現年度分	474,130円
過年度分	6,240,040円
合 計	6,714,170円

・H24年度収入未済額

現年度分	507,970円
過年度分	6,686,960円
合 計	7,194,930円

○使用料（第二啓佑学園）

・H25年度収入未済額

現年度分	634,299円
過年度分	465,017円
合 計	1,099,316円

・H24年度収入未済額

現年度分	1,033,753円
過年度分	322,482円
合 計	1,356,235円

○使用料（啓佑学園）

・H25年度収入未済額

現年度分	563,664円
過年度分	1,052,220円
合 計	1,615,884円

・H24年度収入未済額

現年度分	925,359円
過年度分	1,095,674円
合 計	2,021,033円

ロ 措置の内容

関係機関と連携しながら未納者の生活状況や経済状況などを調査し、各個別の対応策を講じるとともに、督促状及び催告書の送付、電話や家庭訪問による継続的な納入指導を行い、収入未済額の縮減に努めていく。また、不正な手段による補助金交付申請等が発生しないよう、事

報 告 書 城 東 公 報

業計画確認や検査などを一層強化し、制度周知と適切な債権債務の管理に努めていく。
高額返還等が発生するものについては、債務者への返還等スケジュールなどの事前周知を図るとともに、早期の納付計画確認を行い、収入未済が発生することのないよう注意を促していく。

(6) 業務課

イ 監査委員の報告の内容

貸借料の支出事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

薬事業務総合支援システム用機器貸借料について、二重払があったもの。

・件数 1件

・金額 103,572円

ロ 措置の内容

支出担当者が不在となり、他課職員の応援を得ながら事務処理をしていたが、年末の多忙な中で錯誤により1か月分を二重払したものの。

支払後、すぐに気づき、速やかに返還の手続きを行った。

これ以降は、支出担当者から決裁権者まで履行確認一覧表との突合を含めた支出内容の確認を徹底し、再発防止に努めている。

(7) 新産業振興課

イ 監査委員の報告の内容

返還金（平成23・24年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に係る返還金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・H25年度収入未済額

現年度分 628,210,533円

過年度分 0円

合 計 628,210,533円

ロ 措置の内容

破産案件である1法人の収入未済については、裁判所への債権届出以降、債権者集会を通じて情報収集を行ってきたところである。平成26年度中に債権者への配当が見込まれることから、可能な限り債権が回収できるよう引き続き状況把握などに努めていく。

不正受給案件である1法人の収入未済については、督促状送付のほか、任意催告及び納付指導を行っている。今後も、事業者の資力の回復及び保有資産の状況について継続的に調査するなど適切な債権管理を行い、早期の回収に努めていく。

(8) 観光課

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

契約執行者以外の者が、予定価格を訂正していたもの。

・韓国エージェンツ等招請事業委託業務

ロ 措置の内容

予定価格調書の作成が省略される場合においては、起案書の回議前に所属長に確認をとるとともに、決裁後は、班長が再確認することとし、再発防止に努めている。

(9) 農林水産経営支援課

イ 監査委員の報告の内容

林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・H25年度収入未済額

現年度分 4,280,000円

過年度分 22,324,000円

合 計 26,604,000円

・H24年度収入未済額

現年度分 4,280,000円

過年度分 20,373,000円

合 計 24,653,000円

ロ 措置の内容

林業・木材産業改善資金の貸付に伴う償還金については、収入未済額の縮減に向け、債務者への電話連絡や訪問面談により生活状況の把握に努めながら折衝を継続している。

7月には、平成25年度において収入未済額増加の原因となった債務者を訪問し、資産差押えの状況や原発補償の状況等について聴取し、今後の償還について指導を行った。

<p>収入未済案件の債務者の中には離業者や破産者がいるが、今後も引き続き電話や訪問等により生活状況等を確認し、可能な限り償還を促すなど、収納促進と適切な債権管理に努めていくこととする。</p> <p>なお、収入未済案件以外で貸付残高があり、かつ、本資金の貸付に係る事業を継続している者に対しては、県地方振興（地域）事務所を通じて、毎年8月31日現在で事業進捗状況及び貸付対象物件の現地確認を行い、状況を把握している。</p> <p>(10) 畜産課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>需用費の支出事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>新聞購読料について、二重払があったもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・金額 10,704円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>新聞、複写機、電話料金等定期的に支出するものについて、支払チェック表を作成し、支出担当者、会計事務担当者、担当班長、決裁権者が決裁の段階でそれぞれ確認するとともに、確認したことを記入し決裁を行うこととした。</p> <p>支払事務関係者全員が同じチェック表を保持し、それぞれの立場で確認することにより、複数の目で支払状況を把握し、同様の事例の未然防止を図った。</p> <p>(11) 住宅課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○県営住宅使用料</p> <p>・H25年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>23,978,222円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>166,772,338円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>190,750,560円</td></tr> </table> <p>・H24年度収入未済額</p>	現年度分	23,978,222円	過年度分	166,772,338円	合 計	190,750,560円	<table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>38,213,803円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>187,386,036円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>225,599,839円</td></tr> </table> <p>○県営住宅駐車場使用料</p> <p>・H25年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>2,384,700円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>7,807,200円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>10,191,900円</td></tr> </table> <p>・H24年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>3,827,030円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>8,665,465円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>12,492,495円</td></tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 平成23年度から25年度までを「滞納縮減重点取組推進期間」として重点的に取り組んでおり、さらに平成27年度まで2年間期間を延長し、継続して重点的に取り組むこととした。</p> <p>(ロ) 平成23年9月に、滞納家賃縮減策の検討機関として、有識者を中心に組織する「県営住宅滞納家賃等縮減推進委員会」を設置し、課題分析と対応策の検討を行い、同年12月、同委員会からの「提言」を受け、「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組方針」を策定した。（平成26年2月一部改訂）</p> <p>(ハ) この取組方針のアクションプランに基づき、下記のとおり滞納家賃等の縮減に向けた取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者または連帯保証人に対する督促、催告、臨戸訪問の強化 ・当課と管理代行者（宮城県住宅供給公社）が連携して、滞納者全戸の訪問督促を継続的に実施している。 ・生活保護受給者の代理納付制度利用の徹底。 <p>平成26年9月現在、14機関（対象者のいる全機関（県保健福祉事務所及び市社会福祉事務所））で実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明渡訴訟対象の拡大等 <p>平成25年度からは、明渡訴訟対象者を6ヶ月以上滞納者から3ヶ月以上滞納者へと拡大した。</p> <p>・平成25年度 9件提訴</p>	現年度分	38,213,803円	過年度分	187,386,036円	合 計	225,599,839円	現年度分	2,384,700円	過年度分	7,807,200円	合 計	10,191,900円	現年度分	3,827,030円	過年度分	8,665,465円	合 計	12,492,495円
現年度分	23,978,222円																								
過年度分	166,772,338円																								
合 計	190,750,560円																								
現年度分	38,213,803円																								
過年度分	187,386,036円																								
合 計	225,599,839円																								
現年度分	2,384,700円																								
過年度分	7,807,200円																								
合 計	10,191,900円																								
現年度分	3,827,030円																								
過年度分	8,665,465円																								
合 計	12,492,495円																								

報 告 書 公 報 報 告

<p>・平成26年度（9月末現在） 5件提訴済</p> <p>(12) 会計課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>業務課及び畜産課における支出事務について、二重払い認められたので、審査事務を再点検するなど、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○業務課</p> <p>乗事業務総合支援システム用機器貸借料（平成25年11月分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件 ・金額 103,572円 <p>○畜産課</p> <p>新聞購読料（平成25年4月～6月分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件 ・金額 10,704円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 原因分析のため対象課に当時から在職している職員に事情聴取を行った。結果、支出発議課において、現会計システムによる「支出負担行為別命令一覧」による確認がなされていなかったこと、複数の職員によるチェックがなされていなかったことが確認された。また、会計課においても確認の徹底が不足していた。</p> <p>(ロ) このため会計課としては、現会計システムの活用方法及び担当者以外による事務処理進捗管理について、研修や当課の広報誌等を通じて注意喚起するとともに、履行確認表を添付させるなどし、確認の徹底に努めることとした。</p> <p>(13) 高校教育課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>高等学校等育英奨学資金貸付金償還金及び定時制通信制課程修学資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高等学校等育英奨学資金貸付金償還金 ・H25年度収入未済額 現年度分 43,865,050円 過年度分 31,222,641円 	<p>合 計 75,087,691円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24年度収入未済額 現年度分 32,885,747円 過年度分 10,298,698円 合 計 43,184,445円 <p>○定時制通信制課程修学資金貸付金償還金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25年度収入未済額 現年度分 22,400円 過年度分 960,600円 合 計 983,000円 <ul style="list-style-type: none"> ・H24年度収入未済額 現年度分 134,400円 過年度分 826,200円 合 計 960,600円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 高等学校等育英奨学資金貸付金償還金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額については督促状と3か月毎に催告状を郵送。 ・8月末までに11,077,498円を回収し、収入未済額の縮減を図っている。 <p>(ロ) 定時制通信制課程修学資金貸付金奨学金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未納者に対しては、これまで電話や文書等により生活状況の把握と督促を行うとともに、自宅訪問による事情聴取や連絡保証人を通じた働きかけを行ってきたところであるが、納入には至っていない状況である。 ・今後も粘り強く納付の働きかけを行い、収入未済額の縮減に努めていく。 ・未納者：8人（実数） <p>主な要因：生活困窮、住所不明等による</p> <p>(14) 施設整備課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>教育財産の貸付料及び借受財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>(イ) 4月1日に調定すべき電話柱敷地貸付料について、平成26年7月8日に調定したものの。</p>
--	---

報 告 書 公 報 城 西

・件数 1件
 ・調定金額 1,500円

(ロ) 平成25年5月から10月分の仮設校舎の使用許可に係る使用料について、10月31日にまとめて使用許可し、11月1日に使用料の調定を行ったもの。

・件数 9件
 ・調定金額 13,910円

ロ 措置の内容

(イ) 年度初めの調定にあたっては、許可担当者と歳入担当者は調定案件について、漏れがないよう該当案件をこれまでに相互確認するとともに、歳入に関しては収納状況まで確認する必要があるため、進行管理表を作成の上、随時班内を供覧し進捗状況を確認することとした。

(ロ) 仮設校舎のリースが始まる学校に対しては、仮設校舎を目的外使用する際の手続きの周知徹底を図る。また、学校で毎月行われる定例職員会議の資料には、翌月の月間行事予定が掲載されており、その中で模擬試験実施等による目的外使用の有無を確認することができるので、当該校に対し毎月月末に翌月の行事予定を提出させ、使用許可手続きを促すとともに、当該におけるチェック資料として活用することとした。

(15) 文化財保護課

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延による遅収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。

(内容)

電話料及び電気料の支出について、請求金額より少ない金額で支出続した電話料が、公共料金振替口座から先に引き落とされたため、電気料が口座引落不能となった。その結果、早期収納割引が適用されず、3%の遅収加算額が発生したものの。

・件数 1件
 ・正電話料支出額 2,888円
 ・誤電話料支出額 2,887円
 ・電気料金額 3,906,147円
 ・遅収加算額 115,505円

ロ 措置の内容

再発防止策として、日常的に複数の職員で支出額の根拠となる算定資料の検算を行うとともに

に、他所属・複数科目に係る支出案件については特に注意し、その的確性を組織的に確認することとする。

また、公共料金振替については、該当口座の記帳等を月2回(中、下旬)は必ず行うことや、項目・支払日・引き落とし日・件数・金額等を一覧表にし、常に把握することとし、引落不能等の発生を未然に防ぐこととする。

(16) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

放置違反金、損害賠償金及び放置違反金に係る延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らるたい。

(内容)

○放置違反金

・H25年度収入未済額

現年度分 5,772,000円

過年度分 15,378,009円

合 計 21,150,009円

・H24年度収入未済額

現年度分 8,207,000円

過年度分 18,692,305円

合 計 26,899,305円

○損害賠償金

・H25年度収入未済額

現年度分 3,884,265円

過年度分 10,870,050円

合 計 14,754,315円

・H24年度収入未済額

現年度分 2,063,250円

過年度分 9,749,100円

合 計 11,812,350円

○放置違反金に係る延滞金

・H25年度収入未済額

現年度分 405,800円

過年度分	1,800,290円
合 計	2,206,090円
・H24年度収入未済額	
現年度分	704,000円
過年度分	1,768,190円
合 計	2,472,190円

ロ 措置の内容

(イ) 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金

○催告による自主納付の促進

督促期限後も納付しない滞納者に対しては、催促状及び財産差押予告通知書の送付、電話、臨戸訪問による催促を強化し、自主納付を促した。

○追跡調査による時効完成債権の縮減

使用者の所在不明及び車両転売による使用者不明等による連絡不能事案については、特に時効消滅切迫事案を中心として追跡調査を継続して実施し、時効完成となる債権の縮減に努めた。

○催告に応じない滞納者への対応

通知書の送付等による再三の催告にも応じない滞納者に対しては、債権差押等の滞納処分を推進した。

(ロ) 損害賠償金

○電話による納付促進

債権者に対し、定期的に電話による督促を実施し、納付を促進した。

○分割納付・一部現金による債権の回収

生活困窮等の理由により一括納付ができない債権者に対しては、分割納付及び一部現金納付により債権を回収した。

○分割納付者に対する指導

分割納付者のうち、納付が滞りがちとなっている債権者に対しては、電話による納付指導を実施した。

○宮城県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成26年11月28日

宮城県監査委員 安 部 孝
 宮城県監査委員 ゆ さ み ゆ き
 宮城県監査委員 遊 佐 勘 左 衛 門
 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

記

1 監査委員の報告日

平成26年9月3日

2 通知の日

平成26年11月11日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 企業局公営事業課（水道経営管理室）

イ 監査委員の報告の内容

企業債の償還において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられた。

ロ 措置の内容

企業債の償還において、借入先（金融機関）への償還日を錯誤し支出関係書類を作成したうえ、支出事務の決裁段階で関係職員の確認が不十分であったことから、支払が1日遅れたため追加利息が発生したものである。再発防止に向けて、会計事務（支出・収入等）における支出帳票等に添付する証拠書類の重要項目に「メーカーを付するなど、視覚的に相互チェックが働くよう工夫すること」とし、チェックリストを作成し証拠書類に添付することで、チェック漏れを防ぐなど、再発防止対策に取り組むこととし、支払遅延発覚以降、実施している。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第8号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年11月28日

宮城県公安委員会委員長 鎌田 宏

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
 別表第2の13の項中「亶理郡山元町大平字新平110番7先から」を「亶理郡山元町坂元字館野丙21

番7先から」に改める。

附 則

この規則は、平成26年12月6日から施行する。

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、仙台湾における水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり制限する。

平成二十六年十一月二十八日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十六年十二月一日から平成二十七年四月三十日まで

二 制限の内容

次の表に示す保護区域においては、全ての水産動植物を採捕してはならない。ただし、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第四十八条第一項の規定により知事の許可を受けて採捕する場合及び試験研究機関が採捕する場合は、この限りでない。

保護区域名	保護区域（表示は、世界測地系による。）
仙台湾A区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十六・九〇分、東経百四十一度十三・一〇分 点イ 北緯三十八度十六・六〇分、東経百四十一度十四・三六分 点ウ 北緯三十八度十五・六三分、東経百四十一度十四・〇〇分 点エ 北緯三十八度十五・九〇分、東経百四十一度十二・八〇分
仙台湾B区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十一・八九分、東経百四十一度十三・八六分 点イ 北緯三十八度十一・四〇分、東経百四十一度十五・六二分 点ウ 北緯三十八度十・四七分、東経百四十一度十五・二九分 点エ 北緯三十八度十・九二分、東経百四十一度十三・四八分
仙台湾C区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度〇八・〇〇分、東経百四十一度〇四・一六分 点イ 北緯三十八度〇七・四二分、東経百四十一度〇六・五九分

仙台湾D区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ウ 北緯三十八度〇五・五〇分、東経百四十一度〇五・八四分 点エ 北緯三十八度〇六・一〇分、東経百四十一度〇三・四一分 点ア 北緯三十八度十八・五八分、東経百四十一度十五・六〇分 点イ 北緯三十八度十七・三五分、東経百四十一度十七・六二分 点ウ 北緯三十八度十五・八〇分、東経百四十一度十六・二二分 点エ 北緯三十八度十六・九八分、東経百四十一度十四・二一分
--------	--